

生活交通確保維持改善計画

資料 5

令和 5 年 5 月 23 日

(名称) 糸満市

生活交通確保維持改善計画の名称

糸満市生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

市内の公共交通は民営の路線バスが複数あるが、その多くが交通結節点である糸満ロータリーより北側に集中し、高齢化が進む交通弱者が多い南東側には公共交通の空白地帯が発生し、住民生活に支障をきたしていた。

市では、住民の生活交通手段を確保するため、平成 27 年度からデマンド交通いとちゃん mini の実証実験を開始した。住民からは好評を得ていたが、財政負担の大きさから維持困難となり平成 28 年度で実証実験は終了となった。

しかし、いとちゃん mini の廃止により、日常生活や社会参加が困難となった市民が多く出てきた。そこで、住民の移動手段を確保したうえで、財政的に持続可能な体制を探るため平成 30 年度から令和 2 年度まで、いとちゃん mini の試験運行を実施した。

令和 3 年 4 月からは、これまでの運行で得た結果を基に、需要に応じてバス停と予約締め切り時間の見直しを行い利用者の増減を検証することにより、持続可能な本格運行の体制を探ることを目的に実証運行を開始した。その結果、見直しの効果により大幅な利用者増が見込めることが確認された。

市はこれまでの運行結果の検証により、いとちゃん mini が、市民の通勤・通学・買い物・通院などの日常生活上不可欠な移動に加え、文化活動やコミュニティ活動などのための外出機会を確保し、市の活力の向上及び持続的発展を実現するうえで必要不可欠なものであると判断し、令和 3 年 10 月より新たに本格運行を開始した。

本格運行後は、予約件数や利用者の増加、乗合率が上昇した。しかし、運賃収入や市の財源のみで運行を維持していくことは困難な状況である。

このため、地域公共交通確保維持事業の活用により、いとちゃん mini を確保・維持することで市民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域公共交通網形成計画にて設定した「収支率」に加え、改善の効果がより明確になるよう「1 時間 1 台当たりの乗車数」「乗合率」を設定する。

目標値については、令和 4 年度の 10 月から令和 5 年 3 月の実績値を令和 5 年度の推計値として、推計値の水準を維持・改善することを目指すこととする。

また、数値の算出期間については、これまで市の会計期間に合わせて実績値を算出してきたが、目標値の設定に当たっては国の補助事業活用に合わせて補助事業の会計年度に合わせた期間とする。

	目標	実績値	推計値	目標値			備考
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
		R4.4.1	R4.10.1	R5.10.1	R6.10.1	R7.10.1	
		～ R5.3.31	～ R5.9.30	～ R6.9.30	～ R7.9.30	～ R8.9.30	
デマンド	1 時間 1 台あたりの乗車数	2.1 人	2.2 人	2.3 人	2.4 人	2.5 人	年 0.1 人ずつ改善
	乗合率	48.9%	49.0%	49.1%	49.2%	49.3%	年 0.1%ずつ改善
	収支率(国補助除く)	16.4%	15.9%	16.0%	16.1%	16.2%	年 0.1%ずつ改善

※令和3年度は、9月までは実証運行での数値(時間帯、午前2時間・午後2時間少ない状況)、10月より本格運行(時間帯、午前2時間・午後2時間増)での数値となり、令和4年度と比較できないため記載しておりません。

事業の効果

いとちゃん mini を確保維持改善することにより、市民の通勤・通学・買い物・通院などの日常生活上不可欠な移動に加え、文化活動やコミュニティ活動などのための外出機会を確保し、市の活力の向上及び持続的発展を実現することにつながる。

3. 2.の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- (1) 未乗者の解消にむけた、チラシや広報を活用し周知を行う。(糸満市)
- (2) 利用状況等に応じたバス停の見直しを随時実施(糸満市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

「表 1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行は糸満市から運行事業者へ委託して行う。費用から収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市が負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

有限会社美ら島

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

「表5」を添付。

13. 車両の取得にかかる目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標 該当なし

(2) 事業の効果 該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論			
年度	回	開催日	主な議論
令和2年度	第1回	令和2年8月20日～8月28日 ※新型コロナウイルス拡大防止のため書面開催	・糸満市地域観光交通試験運行(いとちゃん mini)の報告 ・市内公共交通再編の方向性案について
	第2回	令和2年11月10日	・いとちゃん mini 実証運行(案)(令和3年4月～9月)について ・いとちゃん mini 本格運行(案)(令和3年10月～)について ・南部循環線再編(令和3年10月～)の検討状況について
	第3回	令和3年2月19日	・いとちゃん mini 実証運行(案)(令和3年4月～9月)について ・いとちゃん mini 本格運行(案)(令和3年10月～)について ・南部循環線運行計画(案)(令和3年10月～)の検討状況について

令和3 年度	第1回	令和3年5月27日～6月3日 ※新型コロナウイルス拡大防止のため書面開催	・いとちゃん mini 実証運行中間報告(令和3年4月末)について ・いとちゃん mini 国吉線運行計画変更案の取下げについて ・糸満市生活交通確保維持改善計画(案)について ・南部循環線運行計画(案)について
令和4 年度	第1回	令和4年6月28日	・糸満市地域観光交通実証運行状況 ・糸満市地域観光交通本格運行状況(令和4年3月末) ・糸満市地域観光交通実証・本格運行報告(令和4年3月末) ・糸満市生活交通確保維持改善計画(案)について ・バス停の追加(案)について
令和5 年度	第1回	令和5年5月23日	・糸満市地域観光交通本格運行状況(令和5年3月末) ・糸満市地域観光交通実証・本格運行報告(令和5年3月末) ・糸満市生活交通確保維持改善計画(案)について ・糸満市地域公共交通推進協議会規約の制定(案)について ・糸満市地域公共交通協議会財務規程の制定(案)について ・糸満市役所構内のバス停の移動について

21. 利用者等の意見の反映状況

いとちゃん mini の利用者の増加に伴い、お断り件数も増加しているため、受付を依頼している事業所や委託している運行会社へ聞き取りをところ、利用者よりお断りを減らしてほしいとの意見があったため、その対策として、再編後の南部循環線のルートの延長変更等の説明を、市民に対しチラシや広報等を利用し周知し、それとは別に、ルートが延長した地域の自治会に対しては、ルート変更後、自治会を通る路線バスルートに応じたチラシを作成し利便性や料金について説明を行う。また、予約を委託している事業所とも連携し、お断りする方へも同様に、南部循環線のルート変更の説明をし、路線バスへの利活用の強化を図っていく。

22. 協議会メンバーの構成員

	区分	所属	役職
1	学識経験者	琉球大学	名誉教授
2	学識経験者	沖縄大学地域研究所	特別研究員
3	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその団体	株式会社 琉球バス交通	統計課 次長
4	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその団体	那覇バス 株式会社	業務課 主任
5	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその団体	沖縄バス 株式会社	運輸部 業務課長
6	一般乗用旅客自動車運送事業者及びその団体	糸満タクシー 株式会社	運行管理者
7	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその団体	一般社団法人 沖縄県バス協会	専務理事
8	一般貸し切り旅客自動車運送事業者及びその団体	有限会社美ら島	代表取締役
9	一般貸し切り旅客自動車運送事業者及びその団体	東京バス株式会社 沖縄営業所	統括本部長
10	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	私鉄沖縄県労働組合連合会	執行委員長
11	地域代表者	真栄里自治会	会長
12	地域代表者	真壁自治会	会長
13	地域代表者	糸満市老人クラブ連合会代表	糸満市社会福祉協議会会長

14	地域代表者	糸満市女性連合会	顧問
15	地域代表者	糸満市 PTA 連合会	役員
16	観光関係者	糸満市観光協会	会長
17	産業界関係者	糸満市商工会	会長
18	運輸支局	沖縄総合事務局	運輸部 企画室長
19	運輸支局	沖縄総合事務局	運輸部 陸上交通課長
20	道路管理者	沖縄総合事務局	南部国道事務所 副所長
21	都道府県警察	沖縄県 糸満警察署	交通課長
22	地方公共団体	沖縄県 企画部	交通政策課長
23	地方公共団体	糸満市	副市長
24	地方公共団体・道路管理者	糸満市	建設部長
25	地方公共団体	糸満市	市民健康部長
26	地方公共団体	糸満市	企画部長